

静岡市の国保料は、政令市2番目の高さ

市民生活を圧迫する国保料引き下げを

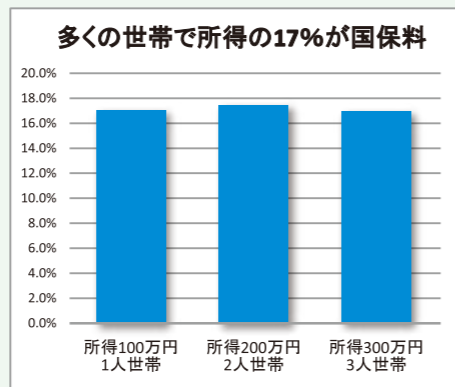
静岡市国保に3つの大問題が

● 高く払えない国保料

国保料は所得の17%を占めるまでになりました。

高く払えない国保世帯は毎年2万5000世帯にもおよんでいます。

一方、なんとか国保料を納めても、残った金額では生活できず、貯蓄を取り崩して生活する世帯が増えています。



「静岡市当局資料」より

● 市民生活を脅かす国保行政

国保料を滞納している世帯は4世帯に1世帯。資格証の世帯は1,800世帯。短期保険証は6,400世帯にもなります。高い国保料が医療を受ける権利を侵害しています。

滞納世帯	4世帯に1世帯
資格証世帯	1,800世帯
短期証世帯	6,400世帯

高い国保料や介護保険料などを納めれば生活保護水準を下回る生活費となる世帯も多く、高い国保料が市民生活を脅かしています。

● 目先の黒字優先の国保財政

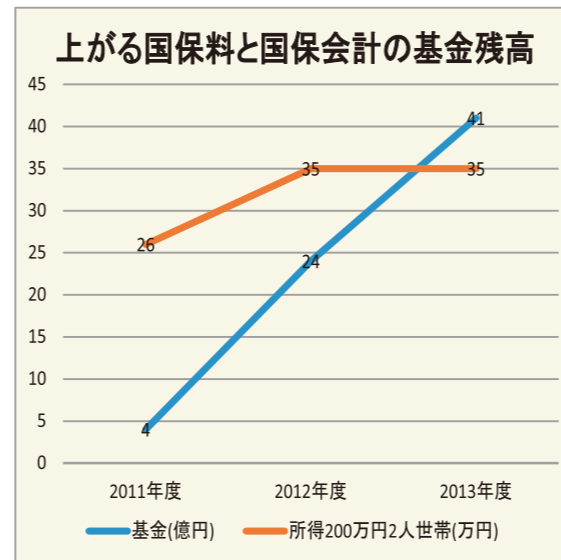
静岡市は、医療費の臨時的な支出がある場合に備えて一定の基金は必要と言っていますが、多くの国保世帯が高い国保料に苦しみ生活が圧迫されている事態をみない財政運営は許されません。



基金を活用し国保料を引き下げさせましょう。この増えた国保料の一部が基金に回っています。この

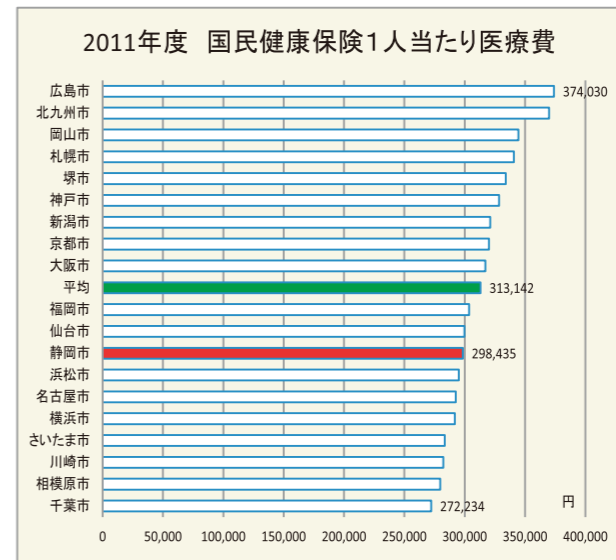
2012年度は政令市で一番高く、2013年度は2番目に高くなっています。静岡市の医療費は1人当たり29万8千円で政令市平均より1万5千円低くなっています。

上がる国保料、増える基金



「静岡市当局資料」より

静岡市より1人当たりの医療費が高くて保険料は低い市が多くあります(下表の仙台市から上の市)。



厚生労働省「国民健康保険事業年報」より

静岡市は、医療費が伸びて国保会計が赤字になるとの理由で、2012年度の国保料を3割も値上げしました。しかし2012年度は医療費は伸びず26億円も黒字になり、17億円も基金にまわすこと...。

静岡市の国保会計2012年度決算 26億円の黒字に



いまこそ憲法25条を生かすとき

市民の健康と命を守る国保へ、3つの転換を

政令市でトップクラスの国保料は高すぎて払えない世帯を多く生んでいます。基金や一般会計からの財政支援を使い、引き下げることが求められています。いま、市民の命と健康を守る国保行政への転換が切実に求められています。

基金など使い、払える保険料へ転換

いま緊急にでも国保料の引き下げが切実に求められています。その財源を提案します。

○基金の活用

現在の基金残高は41億円。この半分を使って一人1万円の国保料を引き下げます。

○財政支援増やす

来年度以降も国保料を引き下げするため、一般会計からの財政支援を増額する必要があります。下記のグラフは、2009年度からの財政支援の推移をみたものです。2012年度には21億円になりました。支援額を増やせば来年度以降の国保料をさらに引き下げることができます。



○国庫支出金の増額を国に求める

国保料が高いのは、国が国保会計への支出金を減らしてきたことに根本の原因があります。国保会計に占める国庫負担金の割合は、1980年度は50%でしたが、2012年度には19%まで減りました。この国庫支出金を1980年度の水準にまで増やせば国保料を大幅に引き下げることができます。これを国に強く求めます。

市民と心通う国保行政へ転換

2012年度に国保料を滞納した世帯は約2万5千世帯にもなります。市は、国保料を滞納する世帯に対して保険料を払えない実態をよくつかみ、きめ細かな支援をおこなう行政への転換が必要です。また、資格証の発行はとりやめるべきです。



持続可能な国保制度へ転換

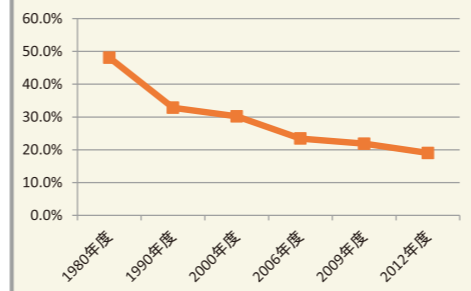
「国保は社会保障」の立場にたち、国保料負担の軽減をすすめます。健診予防に力を入れ医療費を抑えます。国保の特徴から国と自治体が運営に責任を持つ（下記の表）。このようにすれば国保制度が市民の命と健康を守る制度として持続可能なものになります。



国民健康保険の特徴

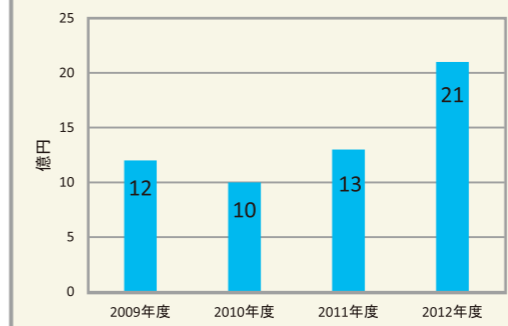
①	国保加入者は高齢者、年金生活者、非正規労働者など所得の少ない人々によって構成されています。
②	高齢者などが多いため他の医療保険と比較して医療費が多い。
③	全ての国民が加入する皆保険制度を支えている。
④	上記の3点の特徴から国と自治体が制度維持に責任を持つべきもの。

国保会計、収入に占める国庫支出金の割合



「静岡市当局資料」より作成

一般会計からの財政支援額



「静岡市当局資料」より作成

社会保障制度である国保制度。その原点は憲法と国保法にあります。これを踏まえた運営を静岡市は行なわなければなりません。

市は「国保は助け合いの制度」などと言いますが、憲法と国保法を踏まない暴論です。

憲法25条とは

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めています。ここに国保行政の根本立場があります。



国保法は

憲法を踏まえ「国民健康保険法」は、その第一条に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と定めています。



国保会計基金	41億円
1人1万円の引き下げに必要な額	国保加入者 19万3千人×1万円＝ 19億3千万円
基金残額	21億7千万円